

第41回豊島廃棄物処理協議会

日時：平成30年8月5日（日）13:00～14:30

場所：ルポール讃岐2階 大ホール

I 出席協議会員（16名）

①学識経験者

（会長）高月紘、（会長代理）河原能久

②申請人らの代表者

大川真郎、石田正也、中地重晴、山本彰治、濱中幸三、○安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

○田代健、中村貴紀、吉田典子、岡田総一、大森利春、武本哲史、中塚久善

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 3名

②公害等調整委員会審査官 近藤紗世

③報道関係 5社（NHK、四国新聞、KSB、RSK、毎日新聞）

III 議事

- ・4月1日付けで広島大学工学研究科長・工学部長の河原能久氏が協議会員に委嘱された旨を事務局から報告し、河原協議会員からご挨拶をいただいた。
- ・事務局から、県側処理協議会員の変更（吉田協議会員、岡田協議会員、中塚協議会員）と、公害等調整委員会の近藤審査官の出席について報告があった。
- ・事務局から会長及び会長代理の選出について協議会員に諮ったところ、濱中協議会員より、会長に高月紘氏、会長代理に河原能久氏を推薦する旨の発言があり、協議会員全員がこれに同意し決定した。

高月会長挨拶（要旨）

- ・先ほどご紹介があったように、長らく岡市先生にこの会長をやっていただいていたのだが、もう退任されたということで、後任の私が議長をさせていただくことになるので、ひとつよろしくお願ひするところである。
- ・私は、岡市先生のように長らく務めることができるかどうか、ちょっと心配なところもある。というのは、ちょっと私事で恐縮だが、先月、先々月と入退院を繰り返しており、いわゆる狭心症というものであるが、心臓の冠動脈にたくさん金属の管を埋め込むような手術をして、それによって何とか血液が循環しているような状況で、あまりしっかりした体力の持ち主ではないのであるが、精いっぱい頑張らせていただきたいので、よろしくお願ひしたい。
- ・この協議会は、私は数回出させていただいているので、だいたいの雰囲気は分かっているのだ

が、できるだけ住民の方と県の方が忌憚のない意見を交わしていただくことをいま一度お願いしたい。

- ・今、紹介いただいた広島大学の河原先生が横に来ていただいているので、二人で何とかこの協議会の運営に当たっていきたいと思う。
- ・豊島の廃棄物処理については、一段落ついたように見えたのだが、ご案内のとおり、後からいくつかまた廃棄物が見つかり、後ほど詳しくデータの説明があるかと思うが、これについてもまた皆さん方の忌憚のないご意見を賜り、うまく円滑に進められるように見直していきたいと思っている。
- ・それから、地下水の問題についても、いろいろご意見があるかと思うので、これについても後ほど忌憚のないご意見を賜りたい。
- ・いずれにしても、せつかくのこの協議会という場であるので、できるだけ率直な意見を交換していただいて、よりよい豊島の問題の解決に向けて進めさせていただければと思っているので、よろしくお願ひしたい。

議題

(1) 協議会の運営

- ・議事録の署名人に、安岐協議会員、田代協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 豊島処分地の残存廃棄物の状況について

○県側

- ・まず、ページの下(参考)となっているところにあるとおり、本年1月と2月に地下水浄化のためのつぼ掘り拡張工事を行っていた場所から、汚泥が見つかった。こうした結果を受けて、4月12日から5月18日までコンクリートヤード下を除く場所で豊島処分地の残存廃棄物の存否の確認調査を行い、この調査の結果が表1のとおりである。
- ・確認日ごとに申し上げますと、4月13日に確認されたものが汚泥とドラム缶で、合計で約158トン、内訳は表のとおりである。4月16日に確認されたものが汚泥とドラム缶で約62トン、4月20日に確認されたものが汚泥とドラム缶で約48トン、4月24日、4月25日はそれぞれ汚泥が見つかっており、それぞれ約73トンと約154トンである。この確認調査で見つかったものは、合計が約495トンとなっている。それから、1月、2月に合わせたものでいくと、参考の一番下にあるとおり、約610トンということである。
- ・廃棄物の性状検査結果は表の右側にあるとおりであるが、汚泥は、特管産廃の判定基準以下となっている。また、一部のドラム缶内容物は特管産廃の判定基準を超過する結果となった。
- ・こうした廃棄物等が見つかったことについては、大変残念なことだと思っている。また、廃棄物の撤去が済んだと喜んでいただいた豊島住民のお気持ちを考えると、申し訳ないと思っている。

- ・今後の対応であるが、2にあるとおり、廃棄物等の性状検査結果等がすべて判明したことから、今後、この結果を踏まえ、有効利用のことも含めフォローアップ委員会委員の指導・助言を受けながら、廃棄物等の適正処理について関係者との調整を進めているところである。

○住民側

- ・裏側の表1で、それぞれ検査結果が出ているのだが、空のドラム缶ということで、3つ、横棒になっているところがあるが、空のドラム缶については、どういう処理をされるのだろうか。一応、ぺちゃんこになっているかもしれないけれども、表面や内側に付着物みたいなものがあるのであれば、そのへんについても検査するなり、洗浄するなりして、処理をしなければいけないと思うのだが、そのへんをちょっと説明してもらいたい。

○県側

- ・空のドラム缶をどうしたかということについて、基本的には先ほど申し上げたとおり、フォローアップ委員会の指導・助言を受けながらというところではあるが、豊島住民の皆さんご案内のとおり、特前処理のときにドラム缶を焼却した例もあるので、そういったことも踏まえながら、フォローアップ委員会の先生方とまた相談して、処理方法については決めたいと思っている。

○高月会長

- ・よろしいか。

○住民側

- ・非常に結構であるが、ただ、横棒を引っ張っているのであれば、その性状検査結果の概要という話でいうと、検査したか、していないかということは書いておかないといけないのかなと思うが、いかがだろうか。

○県側

- ・表で分けているとおり、内容物があったものと空ドラム缶に関しては、本当に見えている、もしくは内容物があるということできせていただいております、空ドラム缶は見た形状、もう本当にドラム缶だけの状態になっているものである。
- ・いずれにしても、無害化という形の処理は考えていきたいと思うので、そういったことで検討は進めたいと思っている。

○高月会長

- ・よろしいか。

○住民側

- ・結構である。

○高月会長

- ・ほかに何かご質問等、あるだろうか。

○住民側

- ・表の見方を教えてほしいのだが、空ドラム缶の4月20日のところで米印みたいなものが付いて、上の13日は付いていないのだが、これはどういうことか。

○県側

- ・これは、失礼した。米印は不必要である。これは、もともとマスコミに発表しているベースのものを使っており、当初発表しているときも、数字がちょっと変わったりしたところに米印を付けていたのであるが、最終結果なので、この米については削除させていただければと思う。

○高月会長

- ・それでは、ここの米印は削除してください。ほかに、ささいなことでも。はい、大川会員、どうぞ。

○住民側

- ・3点ぐらいお願いしたいと思う。
- ・一つは、資料1の表面であるが、今後の対応についてというところの2行目である。「フォローアップ委員会委員の指導・助言を受けながら」とあるが、この「委員」を削除していただきたいと思う。そもそも、この事業は、調停条項に基づく事業であるが、調停条項の中では、委員と書いておらず、技術検討委員会という委員会としての指導・助言を記載しているので、そのとおりにやってもらいたいと思う。こういうことを申し上げるのは、やはり個別委員の了承という形でこの事業を進めるのではなくて、委員会を開いて、そこで議論をしていただき、その議論の過程の中で住民会議側の意見も反映する形でこれまでやってこられたし、今後の残存処理についても、なされるべきだと考えるからである。
- ・二つ目だが、これは要望である。この残存廃棄物についても、処理に関して従前の取扱いを変更する、変更したいという要望が県側から出された場合に、これは必ず住民の了承、同意を得てもらいたい。これは変更ということで、いったん出来上がった合意を変えるわけであるから、当然のことだと思う。
- ・三つ目に、これを進めていくにあたっては、なかなかスケジュールがこちらに見えてきていないのだが、どういうスケジュールで進めていかれるのか、できるだけ、分かった段階で明らかにしていただきたいと思う。
- ・最後の2点は要望である。

○高月会長

- ・1点目の「フォローアップ委員会委員」という、この「委員」は不必要ではないかという意見だが、特に県側でご意見はあるだろうか。

○県側

- ・こちらのほうは、委員の意見を聞くと書かせていただいているのだが、大川先生がおっしゃっていただいた内容とほとんど意味は変わらないことで、各先生方から意見を聞いて、どういうふうに進めていったらいいかということをやっているつもりである。

○住民側

- ・大川です。意味は全然違ってくる。委員の意見を、指導・助言でなくて、委員会としての指導・助言であることが明白で、この違いは明らかである。
- ・もし、個別委員の了承で済ませるならば、この検討の過程で住民会議が意見を言う機会すら出てこないことになるし、専門委員の相互においても、お互いの議論の中でやはり物事

を決めていただきたいと思いますと思うわけである。

- ・それから、委員会が開かれてこそ、公開が実現できるが、個別委員の協議をされると、公開性という点でも非常に問題があり、不透明であるから、委員会と委員ではまったく違うということをもう一度申し上げる。

○高月会長

- ・ありがとうございます。県のほうは、部長さん、何かご発言は。

○県側

- ・はい、今、大川協議会員のご趣旨はよく分かったので、ここの「委員」というのはのけさせていただきたいと思いますと思っている。

○高月会長

- ・よろしいだろうか。あくまでも大川協議会員がおっしゃったように、委員会としての議論を踏まえた上での進行ということにさせていただきたいと思うが、よろしいだろうか。県側、よろしいだろうか。はい、ありがとうございます。それでは、この件はこのようにさせていただく。
- ・ほか、どうぞ今のように忌憚のないご意見をいただければと思うが、よろしいだろうか。

○住民側

- ・これは、一応、今後の処理について関係者と調整を進めているところであると書いているが、だいたい見通しとしてはいつごろから始められるのかなという。まだ見通しも立っていないということでもいいのだろうか。

○県側

- ・県としては、なるべく早く処理はしたいと考えている。一方で、処理するためには、関係者の理解と協力が不可欠になっていて、慎重かつ丁寧な説明をしていきたいと思っており、それは大事なことだと思っている。さまざまな関係者等と調整していることから、ちょっと一定の時間がかかっているということであるので、ご理解いただければと思う。

○高月会長

- ・よろしいだろうか。調停条項も踏まえながら、平成34年と、かなり事業の後ろが詰められているので、当然ながら、できるだけ可能な範囲で早く対応するようなことを、ぜひお願いしたいと思う。

(3) 今後の深い層の地下水浄化対策の進め方

○県側

- ・のちほどご説明するが、地下水汚染の領域の把握の調査結果から、地下水汚染領域が処分地の広範囲に広がっていることが確認されている。地下水汚染領域の土壌を掘削・除去する方法とか、揚水井や集水井等による揚水対策は効果があると考えており、一方で、時間がかかることが想定されるので、産廃特措法の延長期限までの地下水浄化や施設の撤去等が困難になるおそれがあると考えている。これまでの調査結果等を踏まえて、今後の深い層の地下水浄化対策の進め方について検討した。
- ・2の地下水汚染領域の把握のための調査結果だが、調査結果のまとめは、図1である。こ

の図1の数字が赤い区画については、浅い層で汚染が確認されているところ、黄色で塗りつぶされているところは深い層で汚染が確認されたところである。

- 図1のとおり、処分地の広い範囲で地下水汚染が確認されており、汚染物質はほとんどの区画でベンゼン及び1,4-ジオキサンで、有機塩素系化合物が排水基準値を超過した区画は、限定的なものであった。
- なお、処分地の東側、南側については、この図1では星印で示しており、10m深度までの間に岩着していることが分かっている。
- 続いて、2ページから3ページが深い層の調査結果である。表の左側に汚染物質名と集水状況、ドラム缶の埋設状況を示している。集水状況は二重丸や一重丸、数字で記載しているが、ページ一番下の注4を見ていただいたとおり、二重丸は採水開始後すぐに採水できたもの、丸印は30分程度、数字は採水にかかった時間を示したものである。
- 調査結果の中でも高濃度の汚染が確認されたのは、2ページの一番上の段にある②番のところが、1,2-ジクロロエチレンが30と13になっている。それから、⑨番が、ベンゼンが17と31、1,4-ジオキサンが17と16、それから、3ページの一番上の右端であるが、⑩番のところで1,4-ジオキサンが14と16となっている。この3区画とも、採水には一定の時間を要している。
- 4ページ、3の詳細調査結果であるが、先ほど申し上げたとおり、高濃度汚染が確認された②番、⑨番、⑩番の区画について、30mメッシュの区画をさらに10mメッシュの小区画に区切り、詳細調査を実施した。図2を見ていただいて、これは浅い層と深い層の関係である。図2の緑色で塗っているところが、浅い層で行った概況調査の深度になる。このとおり、②と⑨の区画については、汚染の見つかっていない浅い深度の概況調査深度から高濃度で見つかっている深い層の調査深度に開きがあったので、青色で塗りつぶしたところがあると思うが、この概ね中間程度の深度においても調査を追加して実施しているところである。
- 調査結果は5ページである。4ページと5ページを見開きで見ていただけたらと思う。②の区画は、ベンゼン、1,4-ジオキサン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレンが排水基準を超過している。②の5のメッシュのところで高濃度の1,2-ジクロロエチレンが確認されている。先ほど申したとおり、TP-0.5m~-7.3mの深度の範囲で岩着している。
- ⑨の区画であるが、ベンゼン、1,4-ジオキサン及びクロロエチレンが排水基準値を超過している。⑨の5のメッシュのところで高濃度のベンゼンと1,4-ジオキサンが確認されている。また、⑨の4のメッシュでも、高濃度の1,4-ジオキサンが確認されている。こちらもTP+1.5m~-7mの深度で岩着している。
- ⑩の区画だが、1,4-ジオキサンが排水基準を超過している。⑩の5のメッシュで高濃度の1,4-ジオキサンが確認されている。⑩の2と⑩の3を除き、TP+0.7~-7.9mの深度の範囲で岩着している。
- 6ページ、4の深い層と地下水浄化対策の方法の検討結果であるが、先ほどご説明したとおり、地下水汚染領域の土壌を掘削・除去する方法や、揚水井や集水井による揚水対策は、

効果はあるが、時間がかかることが想定されるため、産廃特措法の延長期限までの地下水浄化や施設の撤去が困難になるおそれがあると考えている。このため、環境省のガイドライン等をもとに、深い層の地下水浄化対策の方法について検討した結果、化学処理による原位置浄化が適切ではないかと考えている。また、高濃度汚染地点、先ほど申し上げた②番、⑨番、⑩番からの汚染の広がり等を考慮すると、本地点を対象とした地下水浄化対策を優先して行う必要があるのではないかと考えている。

- ・5の今後の深い層の地下水浄化対策の進め方だが、高濃度の汚染地点②、⑨、⑩を優先して進めていきたいと考えている。また、その対策の方法としては、化学処理による原位置浄化と考えている。
- ・化学処理による原位置浄化を適用する際には、井戸から薬剤を注入する方法や土壌を攪拌する方法などが想定されるので、具体的な適用方法の検討を進めたいと考えている。なお、高濃度汚染地点以外で現在揚水浄化を行っているD測線西側につきましても、化学処理による原位置浄化の適用を検討しながら進めていきたいと考えている。

○住民側

- ・3点あって、1点目は、5ページの表の見方で、例えば、30mメッシュの区画の②の詳細調査区画というのは、5というところを見てもらうと-4.8~-5.8で岩着と書いてあるが、これは、-5.8mのところから岩に当たったというふうに見ていいのだろうか。岩に当たったところから上1mを採水しているというふうに見ていいのだろうか。

○県側

- ・-5.8で岩着したということである。

○住民側

- ・そのへんの直前の1mのところから採水をして、こういう数字になっているという話だろうか。

○県側

- ・ストレーナーの幅が1mなので、-5.8で岩着したので、その上の1mのところまでが採水している範囲である。

○住民側

- ・分かった。あと二つが、一つは、今後の対策で、6ページ、今後の深い層の地下水浄化対策の進め方という形で薬剤注入する方法を考えるとということだが、地下水・雨水等対策検討会の進め方として、いつごろに委員会が開かれて、それで、対策に入っていくというような、日程的なめどについて、ちょっと教えてもらいたい。

○県側

- ・次回の地下水・雨水等対策検討会については、今、まさに検討を始めているところで、申し訳ないが、次回の日程については今まだ申し上げる段階ではない。取りあえず検討のほうは急ぎ進めていきたいというふうには考えている。

○高月会長

- ・もう少し何か言って欲しい。

○県側

- ・具体的な日程というふうに聞かれたものであるから、ちょっとまだ答える段階ではなく、早くしたいという気持ちは持っているのだが、本当に今、用意できる答えがそれしかないものであるから。今は内部のほうでどんな方法があるのかというのを一生懸命検討させていただいている。そういったものがまとまらない中で、先に日程ありきというのは、ちょっと私も、先生方に言えないので、まずは内部のほうでいろいろな資料を固めて、それから日程調整してやっていきたいと考えている。

○住民側

- ・分かった。3点目だが、ご説明の中に、7月の5日、6日だが、西日本豪雨があったときに、豊島でも3日間で300mmぐらいの雨が降っていて、D測線西側の集水井が水没したりしているのだが、このへんの対策というか、今後どういうふうに、先ほどの薬剤処理にかかるのかというような、そのケアにしても、そのへんの地下水浄化の進み具合とか、方針等について、できれば説明して欲しい。

○県側

- ・水はだいぶ引いたのだが、処分地のほうではまだ冠水をしている。住民の方にもご連絡はさせていただいたのだが、D測線西側の冠水のところについては、数値も測り、特に問題がなかったので、放流を進めさせていただき、沈砂池1についても水質に問題がなく、貯留トレンチも問題なかったので、順次放流を進めている。また近いうちに来ないことを祈っているが、大きな台風が来たりすると、今の状態だと冠水していくので、それに備えた形で沈砂池1や貯留トレンチは空けていって、対処していきたい。
- ・また、沈砂池1のほうは、表層水のデータも取って、これは審議いただいているのだが、沈砂池1からの越流、自然流下のやり方などもデータをそろえた上で、そういったことにも取り組んでまいりたいと思っている。

○高月会長

- ・よろしいか。

○住民側

- ・はい。

○住民側

- ・7月5日から7月8日までの雨は300mmを超しており、東側トレンチは満水、全体が水没した。それで、第1沈砂池のほうに送ったわけだが、シートを剥いだ沈砂池1の北側の土堤から浸透し、D測線西側のほうに流れ込んだと。浸透したものはD測線西に流れ込んでいたが、手前で、ポンプでくみ上げる対応をとったと。
- ・では、それ以上続いたらどうなるのか。300mmを超えたらどうなるのか。それと、今まではシートを第1沈砂池の周辺全体に張っていたので、越流とかしみ込んでいくというのはなかったわけだが、今はシートを取っているから、わずかなことで越してしまうという状況である。
- ・だから、そういうことに対して何らかの対策を取るのかどうなのか。決して、雨が降ることは悪いことではないと考えている。廃棄物はすでになくなっていくということになった

ら、洗うわけだから。だけど、それがしみ込んでいないというのが問題である。深い層で汚染が3分の2以上のところであるというのは、43区画あって、30区画以上で排水基準値を超えているというのは、尋常の沙汰ではない。これをどうするのかということ。

- ・それから、水浸しになったときに、作業が止まってしまう。だから、そういうことを避けるためにどういう準備をするのかというのが、今、問われているのではないかと思っている。

○高月会長

- ・今、こういう今後の雨水対策について県はどう考えているかという質問があがったが、何かお答えはあるだろうか。

○県側

- ・具体的などころについては、先ほど申し上げたところをまずは考えている。先ほど安岐さんのほうからいろいろ現場のほうも見ていただいている、こういったところの問題点があったのではないかとのご指摘をいただいたと思うので、それらについては、またうちのほうも持ち帰らせていただいて、今後、大雨が降る可能性は絶対否定できないと思うので、そういったことも考えながら、何ができるかということについてはいろいろ検討したいとは思っている。

○住民側

- ・悪いことばかり言うのではなくて、7月5日から7月8日までというのは、現場は不通で、道路は車が行けないような状況になっていた。だけど、県の職員は来ていた。じゃあ、どうして行ったのか。私は何回も車で行こうとしたのだが、道路が通行できないような状況だったので、だけど、県の職員は行っていた。じゃあ、どうやって行ったのかと聞いたら、歩いて行った。雨の中、歩いて行った。そういうことは十分分かっている。よくやっていると、現場の職員はできる限りのことはやって、水をポンプで操作しながら、何とか乗り越えたというのは分かっている。それは認めないわけではない。だけど、危険はあるよということ。だから、またその中で考えていきたいと思いますよということ、やっていきたいと思っている。

○県側

- ・褒めていただきまして、ありがとうございます。

○住民側

- ・事実を言っただけである。

○県側

- ・現場の職員に対してもそうなのですが、うちの事業全体については安全第一、環境保全第一ということで取り組んでおり、いろいろ一生懸命、うちの職員にはやっていただいているが、怪我しないよということ、安全第一でやってほしいということだけは伝えている。その中で、先ほど安岐さんが披露していただいたような対策も現場でいろいろやったということで、大きなところにまで至っていないということもあるというふうに思っている。

○高月会長

- ・ほかに、何かこの地下水・雨水に関してご発言はあるだろうか。

○住民側

- ・せっかく地下水・雨水等の検討会の委員の先生がおられるので、このへんのことについて何かコメントというか、今後どのようにしていったらいいかというようなことを含めて、もしアドバイスがあるなら、聞かせていただけるといいかなと思うが。

○高月会長

- ・河原先生は、地下水の委員もしておられるので、何かご発言は。

○河原会長代理

- ・正確ではないかもしれないが、私が今、思うのは、質問をいただいたように、これまで以上の雨が降ることは十分に考えないといけない。今年でなく来年でもそうであるが、同じようなことが起こるとは思っている。
- ・それに対して、容量をどこに確保できるかという話に尽きるような気がするので、これは地形等を考えながら、どういうふうに水を回していくかという目で全体像を一回整理するという作業はどうしても必要のような気がする。
- ・今の段階で、私がこうやったらいいというのはなかなか言い難いのだが、やはりやらなければいけないという状況になっていることは確かだと理解している。

○高月会長

- ・ついでながら、私は地下水のほうの委員ではないのだけれども、今、検討されているフェントン法とか、過硫酸法というのは、結構ラジカルな反応を伴ってやる。特にフェントン法は鉄の触媒で過酸化水素を使うという方法なので、結構、現場サイドで注意をしながらやらないといけない作業だと思っている。そこがちょっと、我々委員としてもよく注意していかなければいけないかなと思っている。私の経験では、フェントン法はかなり危ないので、いつも慎重にやっていたという経験があるので、そのへんは現場でもぜひ配慮していただければと思う。

○住民側

- ・積極的に薬剤処理をしていくと、結局、跡地を最後に住民会議のほうに返してもらうときに、結構、跡地の利用については制限されてしまうので、そのへんのことも含めて、産廃特措法で一応、補助金が出る期限が決まっているので、それを守ろうというのも一つの考え方であるが、後の原状回復でどのようにしていくのかというところで、ちょっとそのへんの事業のことも。
- ・こちらから特にこういうふうにしてほしいという話ではないのだけれども、いろいろな形で対策を取られるときには、慎重に検討していただきたいという話と、あと住民会議のほうにも意見というか、希望をちゃんと聞いていただきたいということを申し添えておきたいと思う。

○高月会長

- ・ありがとうございます。ほかに、どうぞ。

○住民側

- ・この調査の結果が出る前までは、D測線西側や北海岸、FG34というところを重点的にやっていた、汚染された地下水が出る場所の土を取っていかうということで、その集水井を掘ったり、土を取るというような方向で、まだそれが完成していないのだが、この調査結果が出て、②⑨⑩というラインで今度は積極的にそこを集中的にやるというのは、FG34、北海岸、D測線西側というのは、どういう位置に置かれるのかというようなことは、明確に我々にはちょっと。私はFG34とか、そのへんのD測線西側というようなことにいくのだろうか、結果が出て43地点で30といたら、完全に異常だ。これをどうするか。
- ・ひどいのが、②⑨⑩だということで調査したら、そこを積極的にやろうというのは、どういう位置付けでやっていた、どういう手順でやっていくのかというのは、我々に分からない。それは委員会を開かないから分からない。だから、それを示してくれというわけである。

○県側

- ・地下水の浄化の深いところについては、今回、22日に開かせていただいて、議論を聞いていただいたとおりである。
- ・②と⑨と⑩は、先ほど資料の中でもご説明したとおり、この深い層の調査の中でも非常に高い濃度を示したところなので、まずはここからやっていたらどうかと考えている。
- ・D測線西側については、おっしゃったとおり、今、集水井の工事がまだ中途である。そのあたりは、これは完成させて、それはそれとして成果を見ていかないといけないと思う。
- ・そういう形で、いずれにしても地下水の浄化についてはやっていかないといけないという中で、深い層はこの間データが出たばかりの中であるが、やはり34年度という意識はしているので、高いところからまずやっていきたい。それと、その結果を踏まえて、ほかのところの適用も、というのは先ほど説明したとおりである。
- ・段取り、スケジュールがどうこうというのは、申し訳ないが、ちょっとそこまでではないが、考え方としてはそういうことで進めていきたいと考えている。

○住民側

- ・私が考えていたのは、⑧⑫⑭の調査をやって、その中で、⑫だけがオーバーしたと。3分の1ぐらいは出てくるだろうなという想定はしていたのが、それを全然上回るものが深い層から出てきたというのは、とんでもないことが起こっているなど。もうそれは、由来はどこかというのは、たぶんドラム缶である。ドラム缶の中身がないというのは、中身は環境の中に出て行った。だからないんだと。環境の中に入ったのは、人工地盤であるから、こういうことになったんだと思っているが、分かっても、それをどうやって除去していくのかということに早急に集中してやらないといけないと思うのだが、このへんの段取りを教えてください。委員会を開いて住民に伝えてほしい。そう思っている。

○高月会長

- ・よろしいだろうか。先ほどからちょっと県のほうの意見は、なかなか日程が分からないので、それで先が読めないというような発言だったのだが、あまりそれではちょっと発展性

がないので、できるだけ可能な範囲で、若干のずれができて、やはりある程度のめどを立てて進めていっていただきたいと思うので、そのへんはよろしくお願ひしたいと思う。

- ・地下水のほうは、まだご意見あるかと思うが、いかがだろうか。何度も言っているように、今後どうなるのかというスケジュール感がなかなか住民会議のほうが見えないというのは、若干心配されているところが強いと思うので、ここはぜひお互い協力しあってやっていただきたいと思う。

(4) 油混じり水周辺土壌の洗浄浄化業務

○県側

- ・本日ご説明する内容については、先般7月22日に第4回地下水・雨水等対策検討会を開催し、そこでこの洗浄浄化業務について報告した。それから、本日の資料4について、住民会議のほうから示されるのが、検討会当日この見解がお示しされて、それに対する県の考えを示したので、これらについてご説明する。
- ・1ページ図1の施工手順について簡単にご説明する。施工手順については矢印で示してあるが、まず、D測線西側の赤丸のところ、図の左の本土壌と赤丸で書いているところである。これは油混じり水が確認される範囲である。ここを掘削して、その掘削した土壌を赤い四角のコンクリートヤードへ運搬する。コンクリートヤード上で粒度調整機で粒度調整し、洗浄装置により洗浄する。洗浄された土壌は100m³ごとの山を作って、サンプリングを行い、土壌調査を実施した。調査結果が洗浄目標値を満たした場合、処分地内の埋戻しなどに有効利用をする。それを示したのが、コンクリートヤードから右側に赤い矢印が向いている所である。
- ・2ページでは工事の実施状況を表2にまとめている。6月末に洗浄を終了した。
- ・4の油混じり水周辺土壌の掘削の状況についてご説明する。掘削については、今年の1月から3月にかけて、図2に示している範囲で256トン掘削した。①から④までの4地点において、土壌中のダイオキシン類と油分の確認調査を実施した。その結果については、3ページの表3にまとめている。地点①では、ダイオキシン類が8,200pg-TEQ/gであった。こちらについては、ダイオキシン類対策特別措置法に定める土壤環境基準値の1,000pg-TEQ/gを超過していた。このため、3ページの図3にあるように、青で示した範囲を今年の4月に追加で116トン掘削した。その上で、①と⑤の2地点で土壌中のダイオキシン類と油分の確認調査を同様に実施した。この2地点の確認調査の結果については、再度、3ページの表3に書いているが、土壤環境基準値である1,000pg-TEQ/gを満足していた。こうしたことから、油混じり水周辺土壌の掘削を完了した。
- ・次に3ページ、5の油混じり水周辺土壌の洗浄浄化の状況についてご説明する。油混じり水周辺土壌の洗浄浄化については、本年2月から開始した。3ロットに分けて洗浄して、各ロットについて洗浄完了の確認をした。その結果については、表4にまとめている。各ロットについて、1回目の洗浄については、1ロットはPCBが検出された。1ロットから3ロットまでダイオキシン類が洗浄目標値、250pg-TEQ/gを満たしていなか

った。このため、1ロット目から3ロット目まで、2回、再度の洗浄を実施した。PCBについては確認されなかったが、各ロットにおいて、1ロット目は330pg-TEQ/g、2ロット目は280pg-TEQ/g、3ロット目は310pg-TEQ/gという結果であった。

- ・次に、4ページ、6の洗浄目標の取扱いの変更についてだが、洗浄目標の変更については、6月11日に豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会と豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の承認をいただいているところである。洗浄目標の取扱いの変更については、当初、洗浄後の土壌を処分地内の不特定の場所に埋め戻すことを想定していた。併せて、過去に沈砂池2からの放流水が地先海域の底質に影響する可能性、底質の環境基準値は150pg-TEQ/gであるが、こういったことを考慮して、沈砂池2に流入する後背地のダイオキシン類250pg-TEQ/g以上の土壌を除去した経緯等があった。こうしたことから、ダイオキシン類の洗浄目標を250pg-TEQ/gとしていた。この250pg-TEQ/gについては、環境省が定める「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」において必要な調査を実施することとされている調査指標値である。
- ・今回、地先海域への底質の影響を考慮する必要がない措置として、洗浄後の土壌を処分地内の特定の場所に埋め戻すことや、覆土をすることによって、洗浄目標値を土壌環境基準及び「廃棄物の掘削完了判定マニュアル」で定める土壌の完了判定基準と同じ1,000pg-TEQ/gに変更することについて承認をいただいた。
- ・次に、7の今後の予定である。最初にご説明したとおり、この内容について、7月22日の第4回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会にご報告したところであるが、豊島住民会議から、ダイオキシン類の洗浄目標の変更は認められない、当初の洗浄目標まで洗浄してほしいとのご意見があった。
- ・これに対し、検討会当日、県としては、油混じり水周辺土壌の洗浄浄化における洗浄目標の取扱いの変更は、検討会でご報告したとおりであるが、豊島住民会議からのご意見を踏まえ、最大限の努力をするという意味で再度の洗浄を行うこととするという形で県としての考えをお示したところである。

○高月会長

- ・ありがとうございます。この油混じりの水に関する対応につきまして、意見はあるだろうか。これは、後の住民会議からの意見と一緒にしたほうがいいだろうか。同じような内容になっているので、併せて議論させていただくことにして、最初にこの資料4で住民会議からのご意見もちょうと説明いただけるだろうか。

(5) 豊島住民提出議題

- ・この間の豊島住民の県に対する意見について

○住民側

- ・3月のフォローアップ委員会後、豊島住民会議は二つの意見書を県に提出した。
- ・一つは、この間、新たに見つかった廃棄物の処理に関するもので、もう一つは、油混じり水周辺土壌の洗浄化に関するダイオキシン類の洗浄目標に取扱いの変更に関するもので

ある。

- ・一つ目の意見書は、6月8日に出したが、新たに見つかった廃棄物処理について、新たな廃棄物の発見は、放棄業者の悪質性を再認識させられるものであっても、専門家の関与のもと撤去完了と判断したことを何ら非難するものではなく、調停条項違反とは考えていないが、廃棄物処理については、調停条項に従って無害化処理と再生利用を行うこと、処理にあたっては、フォローアップ委員会で策定した対応マニュアルに従って行い、持ち回りではなく、委員会での公開の議論で決定すべきである。この点については、まだ処理方式が決まっていないので、委員会での議論をお願いする。
- ・二つ目の意見書は、6月19日に出したものであるが、油混じりの水周辺土壌の洗浄化における洗浄目標の取扱い変更については、ダイオキシン類の洗浄目標値を1,000pg-TEQ/gに変更することに、直ちに同意できないという意見を述べている。
- ・3月4日に定まったマニュアルになぜ変更が必要なのか、その変更の理由は、不特定な場所に埋め戻すのではなく、特定の場所に埋め戻すことや、覆土を行うからであると説明されていることについては、納得ができない。処理方法及び洗浄目標の取扱い変更を決めるにあたり、各委員の持ち回りで行うのではなく、委員会を開催して議論し、住民の意見も聴取して決定すべきであると考えている。
- ・この点について、今後もこういうことが行われることのないように、十分、その点については配慮をお願いしたいと思う。以上である。

○高月会長

- ・ありがとうございました。先ほどこの油混じりの水の問題について、県とのほうで検討しておられる状況に関して説明があり、また、住民側からも、これに関して要望書の説明があった。両方合わせて議論をしていただければと思うが、いかがだろうか。

○住民側

- ・油混じりの件だが、まず、全体的な話をする前に、現在の処理の状況であるが、再度洗浄を行うと書いてあるが、その後、住民会議のほうへ県から連絡をもらっているので、3回目の洗浄の実験をやって、それでまたやっていきたいという話だけでも、具体的に今、どんな感じになっているのだろうか。

○県側

- ・住民会議にお知らせしたように、検討会のご意見も踏まえて、土壌の分級を適切に行えるように洗浄設備の作業改善を行い、その効果を確認しているところである。実際には8月3日、4日に実施して、今効果の確認をしているところである。

○高月会長

- ・いや、ちょっとそれでは分かりにくいところがあるかと思うが。これは、河原先生、分級をすることの意味合いをちょっとご説明いただけるだろうか。

○河原会長代理

- ・先回の委員会で議論されたものは、ダイオキシンの濃度が減らない理由は何か。それが必ずしも細粒分が取り切れていないのではないかという疑問が出されたという状況だ。それについては、どの程度分級されているのかをまず確認していただきたいとか、当初期待し

ていたのは、1回の洗浄当たりでもっと濃度が減るであろうという予測のもとに選ばれてやられたものが、思いのほか効果が少なかった。その理由がそもそも、高い効果が表れなかったことそのものの原因が分かっていない。その部分を詰めないと、2回、あるいは3回やっても必ずしも効果が上がらないかもしれないという心配があつて、そのへんの、洗浄に伴って何がどう行われているのか、特に細粒が本当に除去されているのかどうかというあたりについて検討していただくということだったと思う。それを今、検討いただいているという状況かと理解している。

○高月会長

- ・常識的に考えると、細かい粒子のところにそういうダイオキシン類がくっついているというイメージなのだろうか。

○河原会長代理

- ・はい。

○高月会長

- ・粒子がいろいろ分かれているので、その粒子の割合をもうちょっと確認して、次の方策を検討したいということだろうと思うが。これに対して、何か住民会議のほうからもご意見はあるだろうか。

○住民側

- ・この前の水処理の委員会で、住民会議の意見を受けて、県のほうとしては250に抑えるようにやってみるということで、今始めているという理解でいいのだろうか。

○県側

- ・それで結構である。

○高月会長

- ・これも見通しがどうなのかというご質問になると思うが、今の段階はまだちょっと公表しにくい状況か。

○県側

- ・今効果の測定結果を見て、全力で取り組めるように頑張っている。

○住民側

- ・ちょっと手続き的なお話で、事実関係を確認したいのだが、1ページの表1の今回の油混じり水周辺土壌の洗浄浄化業務ということで、発注仕様書の審議ということで、第2回地下水・雨水等対策検討会前の持ち回りというので、平成29年10月26日に持ち回りで審議をしたということ。それとその次、実施計画書の審議という形で、第3回の地下水・雨水等対策検討会前の持ち回りというので、平成30年1月11日に一応審議が終了したということと、あと、4ページの6、洗浄目標の取扱いの変更ということで、2行目から3行目だが、平成30年6月11日にフォローアップ委員会及び地下水・雨水等対策検討会の承認をいただいたという形で、3回も持ち回りになっているのだが、こういう場合、持ち回りで決まったこと、あるいは途中で持ち回りをして、それぞれの先生方の意見がこんなものだったというような議事録は作成されているのだろうか。
- ・フォローアップ委員会並びに地下水・雨水等対策検討会については、議事録署名人を決め

て、議事録が作成されて、ホームページで、少し遅れて公表されているが、このへんの検討について、どのように承認されたのかということについては、私たちが知らない範囲で決まったというのを、後で報告を受けるだけなので、委員の中でどんな意見があったということを知るようなことで、議事録をつくってもらって公表してもらうことが必要ではないかと思うので、このへんについて県のほうの作業や考え方についてご説明いただきたい。

○高月会長

- ・いかがだろうか。フォローアップ委員会、あるいはその他の地下水の委員会も、委員会の中の議事録はちゃんと作っておられるのだが、そういう持ち回りのような議論のときの議事録に相当するようなものは、どういう取扱いになっているかという質問だが。

○県側

- ・今、お話があったように、うちのほうでは先生方から意見を聞いたことについては保管しているが、今は、特に議事録同様のものを作って公開しているようなことはないのが事実である。
- ・持ち回りの了解というのは、どうしても急ぐ案件によっては出てくるかもしれないが、そういう場合には、その内容について住民の意見を聞くとともに、専門家の先生に持ち回りで了解を得た後、実施内容を決めたりとか、そういうふうにしていきたい。これはこれまでもしていたのだが、今後もそういうふうにしたいと思っている。

○高月会長

- ・そこがちょっとあれだね。

○住民側

- ・この問題は、冒頭に大川委員からあったと思うが、きちんと、やはり委員会を開いて、その中で議論をして決めてほしいということ。それは、調停条項ではあくまでも委員会で決定するということになっているので、廃棄物処理については、専門家の関与の大綱でも、委員会で行うというふうに、目的においてというふうに書いてあるので、そこをきちんと。なんでもかんでもしろとは言っていないけれども、やはり重要な問題については、きちんと委員会を開いて決めていただきたいと。
- ・今回の油混じりでも、我々が意見を言う中で、委員会で議論されてこういう方法があるのではないかという意見を基に、今、油混じりの処理の方向性が出ている。委員会を開いて公開の場で決めるというのが原則なのだろうと思っているので、今後、廃棄物処理についても、新たなものであるけれども、マニュアルに沿ってフォローアップ委員会にかけてもらって、その中で意見を聞いてもらって決めてやっていくという方向でやっていただきたいというのが、我々の意見である。

○高月会長

- ・住民側の意見は、今、ご説明があったとおりでだけれども、何か県側からご発言はあるだろうか。

○県側

- ・先ほど申し上げたとおり、見つかった廃棄物の処理方法については、有効利用のことも含めて専門家の指導・助言を受けるとともに、適正処理が行えるよう、さまざまな関係者と

調整しているところである。

- ・処理方法についても、基本的にフォローアップ委員会で議論すべき事項であることは認識している。

○住民側

- ・それで、ちょっと今、回答があった中に、持ち回りで決めるようなことがあったときにも、住民会議に意見を聞くという回答があったと思うけれども、具体的にそういうことはできるのだろうかというところで、いちいち一人一人の先生方はこう言われたというようなことをこちらに報告いただいて、その都度、回答して、住民側としてはこんな希望があるというような意見を言うというようなことはするのかということだと思っただけけれども、いかがだろうか。

○県側

- ・先ほど言ったとおり、持ち回りについては、今回いろいろ住民の方からご意見を伺っているのは、十分承知している。
- ・持ち回りに関しては、先ほど石田先生がおっしゃったとおり、本当に急ぎの案件についてはどうしてもそうせざるを得ない場合もあるかと思っている。そうした場合にどうするかということについては、ちょっと繰り返しになってしまうけれども、内容について住民の意見は聞かせていただくとともに、専門家の先生に持ち回りで了解を得た後、専門家の意見の状況もお知らせしたいとは思っている。どんな意見があったかということも踏まえてである。それから、実施内容を決めたいと考えているのだが、ちょっと個々個別にどうなのかということについては、今、そういうふうに行きたいという思いは持っている。そこでご理解していただければと思っている。

○住民側

- ・せっかく中村協議会員が、先ほどの私の指摘した、「委員」という文言を削除していただくことに同意したのだから、その精神でやってもらわないと困るわけである。これまでやってきたように、持ち回りでまだ行くよというご答弁ならば、これは認められない。その理由は、もういろいろ申し上げたとおりである。

○高月会長

- ・よろしいだろうか。基本的には、あくまでもフォローアップ委員会なり、正式な委員会の中で議論していただくということを大前提にさせていただいて、本当に緊急の場合については、先ほど話があったようなことを持ち回りで、また、かつ、住民のほうの意見も聞きながら調整するというようにさせていただいて、基本はあくまでも委員会の中での決定ということに、ぜひお願いしたいと思うが、よろしいだろうか。部長、よろしいだろうか。はい。

○県側

- ・先ほど申し上げたとおり、処理方法についても、基本的にはフォローアップ委員会で議論するというふうに認識している。

○高月会長

- ・はい。よろしくお願ひしたい。あとは、先ほどちょっと議論が出た、残存した廃棄物の後

の有効利用等も含めた利用については、当然ながらまたフォローアップ委員会等で議論していただくことにしていただきたい

(6) その他

・見学者対応について

○県側

- ・その他の議題の見学者対応についてである。これは、豊島住民会議の皆様へのお願いである。
- ・資料5として写真をお配りしたので、そちらをご覧ください。
- ・見学者の対応については、豊島住民会議事務連絡会議においてもお話ししているが、現在、見学者階段を住民会議のほうで造られている。その際に、見学者対応については、階段まではできているのだが、その先がまだ整備できていないということで、階段を登り切った先について、手すりであるとか、入れないような何らかの安全措置をされていない状況であるので、それをしてほしいということは、お願いしているところである。諸事情があつてまだ進んでいないというところもお聞きしている。
- ・お配りしたこの資料については、7月21日、土曜日の見学者の方の状況である。写真にあるのは、見学者の方が階段を登り切った先の手すり等の安全措置がないところまで入られていたということである。小学生の方もいらっしゃったようである。
- ・この場所は、急斜面の岩盤部の上に風化岩の細かな砂利もあり、非常に危険な状況にあると認識している。
- ・今後は、こういった見学者階段の対応の場合、安全措置等を講じるよう、この場を借りて県からお願いしたいと思っている。

○高月会長

- ・ありがとうございます。この見学者の対応について、何かご説明は。両方からで、石井さん、後でお願いします。

○傍聴人（住民側）

- ・見学者対応については、県の皆さんに非常にご迷惑をかけた。申し訳ない。今後、案内をしていくときにも、余分に注意させるので、今回のことはちょっとお許しいただきたいと思う。
- ・また、階段の上部に関しては、ロープ等で早急にさせていただく。部品が入り次第、手すりを取り付けていくので、よろしくお願いしたい。

○高月会長

- ・ありがとうございます。石井さん、何かご発言があれば。

○住民側

- ・申し訳ございません。7月21日に引率したのは私である。上も見たいという希望を受けて、私が独断で引率した。まったく配慮に欠けていたと思っている。申し訳ございません。
- ・今後は、このようなことがないように、立ち入りは安全対策ができるまでしないということで、お約束させていただきたいと思う。と同時に、もう一つ気になるのは、ゲート前で

あるから、それも何か注意書きのようなものを、第三者を含めて立ち入らないように考えていきたいと思う。本当に申し訳ありません。

○高月会長

- ・ありがとうございました。何かほかにご発言はあるだろうか。よろしいだろうか。

○住民側

- ・議論を元に戻してしまって申し訳ない。油混じりの水周辺土壌の洗浄浄化業務、資料3の一番最後のページの今後の予定についてのところで、県のほうは「住民会議からの意見を踏まえ、最大限の努力をするという意味で、再度の洗浄を行うこととする」と書いているが、住民会議のほうは、これを認めたわけではない。再度の洗浄をしていただくのは結構だが、1,000pg-TEQ/gに規制緩和するということを承諾したわけではないので、その点は念のために申し上げたいと思う。

○高月会長

- ・はい、ありがとうございます。県側、よろしいだろうか。

○県側

- ・はい。

○高月会長

- ・以上、いろいろな話題を議論していただいたけれども、何か最後にご発言があれば。

○住民側

- ・今後の進行管理のことだけでも、3月のフォローアップ委員会で、今年度のだいたいの日程、スケジュールが公表されて、各月1回ぐらい何らかの形で地下水・雨水の検討会や施設撤去の委員会が入っていて、フォローアップ委員会もあと9月か10月かというような形で書かれていたと思う。地下水・雨水等対策検討会については、今、その対策案を検討中なので日程は分からないとおっしゃったのだが、施設撤去の検討会フォローアップ委員会については、いつ開かれる予定なのかということと、決まった日時ではなくてもいいけれども、おおよそこの頃やりますよというのが決まっているのであれば、教えていただきたいと思う。

○県側

- ・フォローアップ委員会については、9月開催に向けて、今、委員の先生と日程調整をさせていただいている。まだ、すべての先生から返事が来ていないので、今、申し上げる段階ではないが、決まればまたお知らせしたいと思う。

○高月会長

- ・9月中というのを大まかな感じということで、ご理解いただければと思う。そのほかの地下水のほうは、先ほどちょっと検討中ということなので。もう一つの撤去のほうの委員会は、あれは一区切りしたと理解していいのだろうか。

○県側

- ・フォローアップ委員会のときに資料で出させていただいて、撤去の検討会を7月と1月に入れさせていただいているのだが、あくまでも仮という形で入れさせていただいている。案件があれば開かせていただきたいと思っており、ちょっと今、そこがなくて、まだ決ま

っていないというのが正直なところである。

○住民側

- ・でも、7月はもう終わってしまっている。撤去の関係で言うと、中間保管・梱包施設を撤去してしまって、大きな穴が開いてしまったのだが、あそこも水没しているというか、結構、何mか、飛び込みプールができるぐらいの水が溜まっているので、大雨が来ると、周辺から崩れていくような状況がある。
- ・今は立ち入らないようにはロープはしてあるけれども、安全面からすると、何らかの形で対策を取る必要があるのかなと思うので、そういうこともあるので、できれば、早急に開いていただきたいと思う。以上。

○高月会長

- ・前回、いろいろ掘り起こしたところに安全対策を取るということをやっていたけれども、今、あったように、撤去したものの後のものまで、そういうものも配慮していただくようお願いが出たけれども、よろしいだろうか。はい。

○県側

- ・安全策については、この間の議論も踏まえてさせていただいて、手前の入り口のところでも施錠し、二重にさせてはいただいている。そこまでは一生懸命やらせていただいている。これからも安全対策については、安全第一で取り組んでまいりたいとは思っている。

○高月会長

- ・ありがとうございます。以上、本日予定していたところは終わったが、はい、どうぞ。

○傍聴人（住民側）

- ・我々豊島住民は、産業廃棄物の場合は表に見えていたので、ああ、片付いているなということは、よく分かった。ただ、地下水になると、見えないところのものなので、どういう進行でということを非常に心配している。この前、検査していただいて、先ほど安岐さんからあったように、深い位置での地下水が非常に悪い状況が出てきているということで、その浄化を急がなければいけないということだが、7月に非常に大きな雨が降った。これだけ降って、雨水の処理だけで1カ月も1カ月半もかかるようでは、これから先、大きな雨が、台風のたびにおそらく100とか150の雨が降るかもしれないので、雨水の対策、雨水が濁らないうちに外に出すとか、また、溜まった水をできるだけ速く処理して、今の高度排水処理だけではできないのであれば、できるだけ早く、ほかの機械関係を投入してでも水の処理をしていかないと、肝心要の地下水の処理ができないのではないかと思う。それを我々は非常に心配しているので、今後とも県の皆さん、また、フォローアップ委員会の先生方、地下水対策委員の先生方とよく相談していただいて、一つでもいい方向性で前に進めていただきたいと思う。よろしく願いします。

○高月会長

- ・ありがとうございます。よろしいだろうか。どうぞ。

○住民側

- ・先ほど大川先生からのお話と同じことになるかと思うが、この会議、事業についてはすべて公開が大原則である。それと、また、住民の理解と協力というのが大原則の一つでもあ

る。そういう中で、持ち回りでやっているのは、会議の内容も公表されていない。今までに持ち回りをやったことについて、今後公表していただくのかどうか、お知らせいただきたいと思う。

○県側

- ・今、お話があった件については、どのようにしていくかについては検討させていただければと思う。出し方も含めて、どのようにしていくかも含めて、ちょっと考えさせていただければと思う。

○住民側

- ・出すという方向でいくということと理解していいだろうか。

○県側

- ・ちょっとどのように整理ができているかというところもあり、そのへんも、今、言われたので、持ち帰らせていただいて、何ができるかできないかを含めて考えたいと思う。

○高月会長

- ・座長から言うのもあれだけれども、基本的にはやはり委員会での議論を中心にさせていただいて、持ち回りというのは、もうよほどのことがない限りは避けていただきたいと思うが、よろしいだろうか。
- ・はからずもこの地下水のほうの汚染状況が予想外に非常に厳しい状況にあるということ、また、いま一度みんなで確認できたと思う。また、ぜひそのための対策を取っていかないといけないということも、お願いしたいと思う。

IV 閉会

○高月会長

- ・河原会長代理に、一言お話しいただきたい。

○河原会長代理

- ・今日初めて参加させていただいた。どうもありがとうございました。
- ・どういう雰囲気が進むものかということで、今日は典型的な場合だったと理解させていただきたいと思っている。
- ・話をお伺いしていて、どちら側をという言い方がよろしいのか、ちょっと微妙だけれども、少なくとも終わりが限られているという、この時間の管理ということは非常に重要になっていることは、双方理解いただいていると思う。
- ・私が今日の議論を聞かせていただいた中で、住民の皆様方は、もっと考え方の基本を知りたい、あるいは、スケジュールの全体像を押さえた上で、今どのへんに位置しているかということを確認しながらいかないと、うまく終わらないのではないかと危機感をだいぶ強く持っておられると思った。
- ・一方で、県のほうは検討中で、歯切れの悪い返事は避けたいという感じも、個人的にはそういうふうにも思っておられるのかというふうにも取った。
- ・ただ、實際上、そのへんができるだけスピード感を持ってやらないといけないという状況である。微妙な言葉尻をつかまえてということは住民サイドもされないと思うので、それ

よりももっとやるべきこと、あるいは、皆さん了解を取りつけて、本来の議論がもっと短い時間で前に進むように、双方努力していただければと思う。

- ・とりわけ時間に関する問題があまりにも厳しいし、解決方法が、ほぼこれをやればいいというふうに分かったことがあまりない状況でこれからの処理を進めていかないといけないという、非常に厳しい現実が待っているのは確かであるから、不要なところで相互の理解を妨げることがないように、できるだけ協力した形で進めていただければと思う。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成 年 月 日

議事録署名人

議 長

協議会員

協議会員